

札の辻広場など市民開放施設 利用の流れ

総務課 総務係（直通）0254-28-9540

	期 日 等	対 象	項 目	備 考
①	3か月前から 5日前まで	使用者→市	使用希望日を電話等で事前に照会	
②		使用者→市	使用許可申請書（複写式）の提出	様式は、総務課総務係にあります。広場等の使用方法について、打合せを行います。
③	使用日前まで	市→使用者	使用許可書、納付書の送付	
④	使用日「当日」まで	使用者	届いた納付書で使用料を支払い	市役所1階市民生活課の窓口で支払可能です。
⑤	使用日【当日】 駐車場入場は、別添図の専用入口（黄色矢印）から入場してください。	使用者→警備員	1階北口の守衛室で広場にて販売を行う旨、警備員に報告	事前に使用許可申請で使用する旨、伝えてあります。
		使用者	地下から使用備品（机、イス）を準備	北口（駐車場側）エレベーターを使用してください。
			販 売	搬入・搬出車両については、第3・4駐車場へ駐車し、守衛室で駐車券の無料処理を行ってください。
			販売終了後、使用備品片付け	北口（駐車場側）エレベーターを使用してください。
			清 掃	ゴミ等持ち帰り願います。
使用者→警備員	1階北口の守衛室で撤収する旨、警備員に報告			

～その他注意事項～

- 札の辻広場内の使用場所については指定できません。
- 揚げ物などの調理はできません。
- 強風が予想される場合、札の辻広場のシートシャッターを全開にします。
- 電気コンセントを使用する場合、使用する電化製品について事前にご相談ください。
- 営業に関する届出等については、新発田保健所生活衛生課（0254-26-9137）へ確認してください。
- 食品営業許可書など保健所への申請・届出が証明できる書類がある場合はご提出ください。

